

## 令和3年度板橋区入札監視委員会審議結果について

### 1 審議の概要

令和2年度に板橋区が締結した予定価格130万円を超える197件の工事案件のうち25件を委員会が抽出した。次に各委員が各々5件の入札状況を精査し、その結果を基調として入札参加資格の設定及び指名事業者の選定方法等の適否について審議を行った。審議の結果、抽出した案件すべてが適法であると判断し、その旨を令和4年1月18日付で区長へ報告した。

### 2 委員会開催日

第1回 令和3年9月9日（木）

※第2回開催まで、審議検討資料を基に審議議案（案）を作成

第2回 令和3年11月2日（火）

※第2回開催後、報告書を作成し区に提出

### 3 委員 5 人

会長 本井克樹（学識経験者）

副会長 長谷川礼（学識経験者）

委員 佐藤正弘（学識経験者）

平松有恒（区民公募委員）

甲斐田洋希（区民公募委員）

### 4 抽出審議案件一覧

P 2 参照

### 5 審議結果報告書

P 3～8 参照

令和3年度入札監視委員会抽出審議案件一覧

担当委員	契約番号	件名	発注方法	受注形態	業種名	当初契約金額
本井	本-1	公園一般遊具更新工事(北部2)	随意契約	単体	造園	13,090,000
	本-2	区立中央図書館改築環境整備工事	随意契約	単体	建築工事	129,459,000
	本-3	板橋区保健所加圧給水ポンプユニット取替工事(緊急工事)	随意契約	単体	給排水衛生工事	1,870,000
	本-4	自転車駐車場改修工事(2)	指名競争入札	単体	一般土木工事	14,564,000
	本-5	公園灯更新工事(南部2)	公募型指名競争入札	単体	電気工事	14,984,200
長谷川	長-1	区立高島平あやめ保育園医療的ケア児童冷暖房機取替その他工事	随意契約	単体	空調工事	13,970,000
	長-2	板橋区PCRセンター開設工事(緊急工事)	随意契約	単体	建築工事	15,334,000
	長-3	区立板橋第八小学校音楽室壁面改修その他工事	公募型指名競争入札	単体	建築工事	8,712,000
	長-4	自転車駐車場照明器具LED化工事	公募型指名競争入札	単体	電気工事	11,194,700
	長-5	道路補修工事(8)	条件付き一般競争入札	単体	道路舗装工事	49,170,000
佐藤	佐-1	植村冒険館展示物製造設置工事	随意契約	単体	建築工事	159,500,000
	佐-2	区立新河岸庭球場人工芝張替工事	指名競争入札	単体	運動場施設	26,999,995
	佐-3	区立高島第六小学校特別支援教室設置工事	公募型指名競争入札	単体	建築工事	17,853,000
	佐-4	区立小桜保育園冷暖房機取替工事	公募型指名競争入札	単体	空調工事	26,070,000
	佐-5	区営坂下一丁目住宅改築電気設備工事	条件付き一般競争入札	単体	電気工事	146,718,000
平松	平-1	区立上板橋第二小学校体育館トイレ改修その他工事	公募型指名競争入札	単体	建築工事	19,690,000
	平-2	区立紅梅保育園調理室改修機械設備その他工事	公募型指名競争入札	単体	給排水衛生工事	20,229,000
	平-3	道路補修工事(2105)	条件付き一般競争入札	単体	道路舗装工事	40,700,000
	平-4	区立天津わかしお学校機械設備改修その他工事	条件付き一般競争入札	単体	給排水衛生工事	64,900,000
	平-5	区立連根小学校トイレ改修給排水衛生設備その他工事	条件付き一般競争入札	単体	給排水衛生工事	38,500,000
甲斐田	甲-1	区立舟渡小学校長寿命化改修冷暖房機設備工事	随意契約	単体	空調工事	205,150,000
	甲-2	区立舟渡小学校長寿命化改修給排水衛生ガス設備工事	指名競争入札	単体	給排水衛生工事	247,500,000
	甲-3	道路補修工事(13)	公募型指名競争入札	単体	道路舗装工事	18,623,000
	甲-4	区立熱帯環境博物館外壁改修その他工事	条件付き一般競争入札	単体	建築工事	132,770,000
	甲-5	区立紅梅小学校長寿命化改修電気設備工事	条件付き一般競争入札	単体	電気工事	317,900,000

令和4年1月11日

板橋区長  
坂本 健 様

板橋区入札監視委員会  
会長 本井 克 樹

## 審議結果報告書

令和3年度入札監視委員会において、令和2年度工事一覧表から抽出された審議案件を検討した結果について、委員会として報告する。

### 第1 本年度審議案件の入札結果

- 1 本年度は別紙「抽出審議案件一覧」(P2)のとおり、5人の委員がそれぞれ5件の審議案件を担当し、合計25件につき、入札状況を精査した。
- 2 各委員は、担当した案件について意見を提出した。  
この意見を基調として、令和3年11月2日の本年度第2回入札監視委員会において討議した結果、当委員会は本年度審議案件の入札結果については、すべて適法になされたものと判断した。

### 第2 入札制度の運用について討議した事項

当委員会は、前記のとおり、審議案件について適法と判断したが、以下のとおり、予定価格の精度向上等、辞退理由の分析と辞退率の改善および契約変更の慎重性について討議した。

- 1 予定価格の精度向上等について
  - (1) 最低制限価格未満の応札が多数発生した案件等、今年も予定価格と応札価格が乖離している案件が散見された。  
区からは、事前調査等できることは行っているが、区が把握する以上の企業努力があると考えている、今後も工夫と研究を重ねていきたいとの説明があった。
  - (2) 予定価格の精度向上については、前年度、当委員会において、予定価格と応札価格の乖離等の原因分析を怠ることなく、分析を検証プロセス

として確立させて、その分析結果を受け、虚心坦懐に見直すべき点は見直し、精度の高い予定価格を設定してほしい旨要望しており、本年度の委員会の冒頭において、その対応について区の説明を求めた。

- (3) 区からは、予定価格算定については最新の単価を用い必要に応じて事業者から見積徴収を行う、事業者が適切な積算期間を確保できるよう日程を組む、応札金額に幅があった案件などについては事業者とのヒアリングなどを通してその原因分析に努めているなどして、予定価格の精度向上につなげているところであるが、検証プロセスの明確な構築というところまでは至っていない、引き続き、原因分析に努めながら、効果的な入札になるように検討していきたいとの説明があった。
- (4) 当委員会は、引き続き、原因分析を怠ることなく、是非、分析を検証プロセスとして確立させ、統計をとったうえで、定量的な結論を本委員会に提示できるようにしてもらいたい旨要望した。
- (5) また、予定価格の精度向上に関連して、甲斐田委員から、事業者の瀬踏み的な応札行為の防止等も可能となり、より合理的かつ効率的な入札制度の運用に資するとして、公告文の入札執行回数の記載を、「入札は、原則2回まで、ただし落札しない場合は3回目を行う。」ということに変更してはどうかとの提案がなされた（※1）

事業者に最初から真剣に応札させようとする趣旨は理解できるが、提案された記載に変えることでそれに資するかどうか疑問である等により、当該提案は甲斐田委員の意見にとどめ当委員会の意見とはしないこととし、当委員会としては、3回という回数にこだわるものではないが、3回なら3回と決められた回数を前提とすることなく、1回目から事業者が真剣に応札しうる方策を引き続き検討してほしい旨要望した。

## 2 辞退理由の分析と辞退率の改善について

- (1) 前年度に引き続き、技術者の配置が困難、採算が合わない等の理由によって入札参加者の辞退率が高い案件があった。

区からは、技術者の配置が困難というのは、発注の平準化の観点から早目に発注した工事が12件あったり、工事が重なる年度後半の工事であったりと、同時期に同様の工事が重なったことが一因としてあげられるので、事業者との意見交換を通じて妥当な工事件数を見極め、適切な時期を見定めて発注し辞退率の減少に努めていきたいとの説明があった。また、採算が合わないことについては、実勢価格も考慮しながら妥当な予定価格について引き続き研究を行っていきたい旨の説明があった。

- (2) 辞退率改善の方策を検討するためには、具体的かつ正確な辞退理由を把握することが大前提である。

現在は自由記述方式にて辞退理由の申告を求めているが、記載がなか

ったり、直接原因の記載はあってもその根本原因の記載がなかったりする。しかし、それでは有効な改善案が打てないと思われることから、甲斐田委員より、現行の自由記述式をやめ、具体的な理由を列挙した選択肢から選び、補足事項については記載する方法へ移行してはどうかとの提案があった。(※2)

- (3) 当該提案を当委員会で討議した結果、現行の自由記述式は、辞退理由が具体的に書いてあれば本意を把握するのに最も適切な方法であるので、辞退理由の記載がなければその旨事業者に指摘し、記載が不足している場合には、さらなる聴取に努めてもらいたいが、選択式が事業者にとってもやりやすく、デジタル化の流れにも沿う面もあることから、当委員会として、辞退理由の申告については、選択式+補足事項の自由記述式への変更を検討することを要望した。

### 3 契約変更の慎重性について

- (1) 外壁改修工事案件について、契約変更がなされ、当初契約金額から2割強の増加となった工事があった。落札者が足場を設置し詳細な調査を行った結果である。
- (2) 本件工事については、見積もり段階では足場を設置して調査をしないため予測による入札価格にならざるを得ない面があるものの、一般的に、契約変更については、入札プロセスを経ることによる公平性の担保および価格の妥当性審査がなされていないので、変更金額が少額であるなど行政の効率性がかかる入札制度の趣旨を上回る場合に限る等謙抑的であるべきである。

従って、契約変更が起こらないよう慎重に工事を見積もり、追加工事が必要となった場合も契約変更にて対応するか否か慎重に運用してほしい旨要望した。

以 上

(※1)

現在、公告文の項目 21「入札執行の回数」欄は「3 回まで」と記載されている。これは、3 回までは落札されるまで入札を続けるということである。

入札参加者が多い場合、1 回で落札される場合があるが、3 回入札して不落随契や指名競争入札への移行する案件がある。3 回まで入札が続く理由は、公告から入札まで十分な期間が確保されていない場合、1 者応札等入札参加者が少ない場合や、予定価格の設定に問題がある等、理由が様々であると考えられることから慎重な分析が必要である。

問題は、3 回の入札が可能であることから、特に応札者が少ない場合に入札価格を漸減させる瀬踏み行為的な応札が行われることが考えられる。その結果、3 回で落札されない場合、再公告、指名競争入札手続きへの移行等、追加的な行政事務負担が発生するため、行財政事情を踏まえた行政効率の観点から問題であると考えられる。

上記の観点から、実質的に「3 回まで」を確保することで入札者の利益を確保しつつ、早期落札を念頭に置いていることを示すため、原則 2 回までとし、ただし書きにより「落札しない場合は 3 回目を行う。」という表現に変更することにより、より合理的かつ効率的な入札制度の運用に資するものと考えられる。

(※2)

1. 談合排除の観点、現行運用における改善すべき点の把握の観点から、辞退理由を分析することで実態把握を行うことが有益であると考えられる。区の公告文において、入札辞退者に対し、電子調達サービスの辞退理由記入欄に理由明記したうえで辞退届を提出、または、辞退理由記入欄で理由を記入しない場合は、辞退理由を明記した書面を作成し、別途提出を求めている。当該情報（自由記述式の辞退理由）を分析すれば辞退理由の把握が可能だと思われるが、昨年度の委員会において区が定性的な推察の表明にとどまったのは、辞退者が具体性を伴わないおざなりな回答に終始しているからではないかと推察する。要因分析を行う観点から、現行理由欄の有用性に限りがあるものと思料する。

2. 実態把握を的確に行う観点から、辞退者から具体的な理由を聴取するため、現行の自由記述式をやめ、具体的な理由を列挙した選択肢から選び、補足事項については記載する方法への移行が適当であると考えられる。

辞退理由を具体的に記載した選択肢を設定することにより、積極的かつ真実に近い回答を得られることが期待される。さらに、入札辞退の理由を分析した文献（下の図表 3）を活用し、具体的な選択肢を設定することで、区の事務負担も軽減できるものと考えられる。

3. 図表 3 の「理由の詳細」欄中、「業務・使用に係る理由」の①から⑮、「その他」の①及び②をベースに作成した選択肢から辞退者が選択して回答する方式に変更することを提案する。区は、当該情報を活用した分析によって、建設的に入札制度の運用改善に資する施策を推進することが期待される。

図表3 入札辞退の理由

	理由の詳細
業務・仕様に係る理由	① 必要な資源（技術者など）の確保が出来なかったため、 ② 協力会社が辞退したり、原材料の手配が思うように行かなかったため、 ③ 他の工事との調整がつかなかった（例えば、案件を多数抱えていて手が回らない、発注情報の入手が遅れて事前の準備・調整ができなかった）ため、 ④ 受注実績や資格要件（指定の許可資格を保有していない）等入札参加要件等が厳しかったため、 ⑤ 参加しても（参加し続けても）受注の見込みがないと判断したため、 ⑥ 特殊工事であった（特殊工事であることがわかってきた）ため、 ⑦ 既設の改修事業であったため、 ⑧ 利幅が小さい、あるいは赤字（見積り額が予定価格を上回ってしまう）と見込めたため、 ⑨ 応札にあたり技術資料の作成等経費負担が大きかったため、 ⑩ 工期が短かったため、 ⑪ 現場等地理的な問題があったため、 ⑫ 事業費が少額であったため、 ⑬ 入札参加申請の締切りが短かったため、 ⑭ 低価格調査で提出する書類作成が煩雑であるため、 ⑮ 次を狙う入札のため低価格で様子見しただけであるため。
その他	① 締切日を忘れてしまっていた、 ② 見積額を誤った額で提出してしまった。

(注) 文部科学省及び所管法人における2008年度上半期の工事（250万円以上）並びに設計・コンサルティング業務（100万円以上）の発注実績がある企業等に対して入札等に参加しなかった理由等をアンケート形式で聴取したもので、一般競争入札（設計・コンサルティング業務における簡易公募型プロポーザル方式を含む）の件数は1500件あり、1者応札・応募は全体の11.4%に相当する。文部科学省 [2009] を含む複数の公的部門公表資料と聴き取りから筆者作成。

(出典：辰巳憲一「入札における辞退と談合とその対策について～公共工事入札を事例とする考察～」  
証券経済研究第110号（2020.6）

4. 以上のことから、現行の自由記載方式から、下記選択肢案から具体的な理由を選んで番号表記させ、追加的に自由記載で補足するように変更してはどうか。おざりな回答を排除でき、具体的な理由を把握することにより入札事務改善が可能となり、制度運用に問題があると判明すれば運用改善を図ることにより入札者にとっても利益が生じるため、板橋区及び入札者にとってウインウインとなるものと期待するものである。なお、下記選択肢案は上記3を踏まえて作成したが、選択肢の作成に当たっては、上記3の項目を参考にし、板橋区の経験値も加味して作成すること。

#### 記

辞退理由を次のものから選択し、番号を辞退理由欄に記載すること。なお、選択肢が十分でない場合や選択肢に補足が必要な場合は、その旨を記載すること。

- ① 必要な資源（技術者など）の確保ができなかったため
- ② 協力会社が辞退したため
- ③ 原材料の手配が思うようになかったため
- ④ 他の工事との調整がつかなかったため
- ⑤ 受注実績や資格要件等入札参加要件が厳しかったため
- ⑥ 参加しても（参加しつづけても）受注の見込みがないと判断したため
- ⑦ 特殊工事であることがわかったため
- ⑧ 既設の改修工事であったため
- ⑨ 利幅が小さい、あるいは赤字と見込まれたため
- ⑩ 応札に当たり技術資料の作成等経費負担が大きいと考えたため

- ⑪ 工期が短かったため
- ⑫ 現場等地理的な問題があったため
- ⑬ 事業費が少額であったため
- ⑭ 入札参加申請の締切りが短かったため
- ⑮ 低価格調査で提出する書類作成が煩雑であるため
- ⑯ 次を狙う入札のため低価格で様子見しただけであるため
- ⑰ 締切日を忘れてしまっていたため
- ⑱ 見積額を誤った額で提出してしまったため
- ⑲ その他（自由に記載すること）

（参考）選択理由に補足をする場合は、番号の後に記載すること。

（例）「①技術者の手配ができなかった」

「③発注情報の入手が遅れて事前の準備・調整がつかなかった」

以上